

令和7年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人和江会
代表者氏名	理事長 菊池隆浩
所在地	岩手県北上市下江釣子 10 地割 74 番地 3
電話番号	0197-73-5511

2. 利用施設

施設の種類	保育所	
施設の名称	わがの里保育園	
所在地	岩手県北上市下江釣子 10-67-2	
電話番号	0197-73-5524	
管理者名	園長 北島 里子	
利用定員	0 歳児（3号認定）	15 名
	1・2 歳児（3号認定）	45 名
	3 歳以上児（2号認定）	80 名
認可年月日	平成 13 年 3 月 26 日	

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	わがの里保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を保護者に代わって保育することを目的とする。
運営方針	(1) 当園は、児童福祉法の理念に基づき入園する乳児及び幼児の処遇に万全を期すものとする。 (2) 当園は、「北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準条例（平成 26 年 9 月 29 日 条例第 16 号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3777.96 m ²		
	園庭	1500.00 m ²		
建物	構造	木造平屋建		
	延べ面積	920.01 m ²		
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	5 室
	ほふく室	4 室	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	3 室
	調乳室	2 室	事務室	1 室
設備の種類	冷暖房完備	未満児室温水床暖房		

5. 職員体制 令和7年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
副園長	園長補佐及び不在時の代行	人	人
主任保育士	園務の一部及び保育の指導	2人	人
保育士	園児の保育を行う	19人	4人
看護師	園児の看護及び保育を行う	1人	人
管理栄養士	園児の栄養管理、献立作成を行う	1人	人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食等の調理を行う	2人	2人
清掃員	園内外の清掃整備		1人

* 当園では、「北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後7時

* やむを得ない理由により保育時間以外に保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚労告141）を踏まえ、上記7に記載する時間において、保育を提供します。

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

月に1回程度お弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。(園 Renraku 使用)

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を北上保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(毎月1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

離乳食は一人ひとりの子どもの状況に応じて個別に対応しています。

献立は、できるだけ地場産を使用し、季節感に配慮して立てています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

0 歳児～2 歳児(3号認定)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください(口座引き落とし日は毎月28日)。

ただし、納付書による納入も可能です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等(実費負担)

0 歳児～2 歳児(3号認定)

① に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

3 歳児～5 歳児(2号認定)

別表に掲げる費用を負担していただきます。

* 保護者会からの会費の徴収があります。

11. 利用の開始について

当園では、北上市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 長期欠席するとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	
医院長名又は医師名	伊東亮助
所在地	北上市九年橋 2-7-29
電話番号	090-2975-8633

② 歯科

医療機関の名称	はなえ歯科
医院長名又は医師名	千葉花恵
所在地	北上市上江釣子 17 地割 93 番地
電話番号	0197-72-5545

③ 眼科

医療機関の名称	藤田眼科医院
医院長名又は医師名	藤田 聡
所在地	北上市上江釣子 17-204
電話番号	0197-71-5222

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	避難及び消火の訓練を月 1 回以上実施します。		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	非常警報装置
	ガス漏れ報知器	屋内消火栓	防火用水
	非常用電源		

災害等緊急時の家庭への連絡は、一斉メールで送信するシステムをとっています。

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 職員に対して虐待防止研修を実施

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	1名 100,000千円 1事故 700,000千円

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任 小林 美津子	
受付責任者	園長 北島 里子	
利用時間	午前8時30分～午後5時15分	
連絡先	電話 0197-73-5524 FAX 0197-73-5624	
第三者委員	高田 聖宜 電話 0197-73-5042 役職・僧侶 三田 長義 電話 0197-64-1154 役職・元農林水産省職員	藤枝 剛 電話 0197-73-5627 役職・藤根自治振興会

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、別紙「個人情報の使用に係る同意書」に内容を掲げています。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

20. 当園におけるその他の留意事項

当園では保護者会活動を行っています。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
月刊絵本代	個人用絵本（希望者）	月額	400 円前後
カラー帽子代	クラスごとに色分け	購入時	1,210 円(税込)
遠足代	保育園・保護者会共催行事	年1回	実費
スポーツ振興センター掛け金	災害共済給付契約	年額	240 円
学校安全互助会	災害共済給付契約	年額	150 円
副食費（3 歳児～5 歳児）	実費徴収	月額	4,500 円

* その他必要に応じて臨時的に徴収する場合は、お知らせします。

* 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

2. 延長保育に係る利用者負担

○ 保育標準時間利用者

18 時から 19 時 1 日当たり 400 円、1 ヶ月当たり 3,500 円
(階層区分は適用しません)

○ 保育短時間利用者

7 時から 8 時 30 分及び 16 時 30 分から 18 時 1 日当たり 100 円

18 時から 19 時

保育標準時間利用者と同額

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

私は、わがの里保育園の利用にあたって、重要事項説明書の内容に同意しました。

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児童との続柄 _____

児童名 _____